

住宅の品質確保の促進等に関する法律

第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

アイディホーム株式会社 代表取締役 久林欣也 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正令和元年11月15日国土交通省告示第781号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔 なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、
時間経過による変化がないことを保証するものではありません。 〕

記

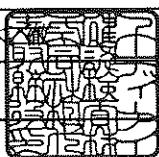
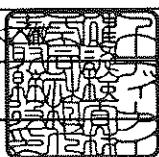
建築主 アイディホーム株式会社 代表取締役 久林欣也

設計者 アイディホーム株式会社一級建築士事務所 南 孝一

住宅の名称 210332000200 八王子市大楽寺町21-1期(2棟現場)2号棟

住宅の所在地 東京都八王子市大楽寺町332番2の一部

以上

評価書交付年月日	令和4年2月5日	評価書交付番号	092-01-2022-1-1-00735
登録住宅性能評価機関名	ユーディーアイ確認検査株式会社 代表取締役 鈴木 伸一 		
機関登録番号	関東地方整備局長	第 13 号	
評価員氏名	佐竹 龍郎		

申請者等の概要

【申請者】

東京都新宿区高田馬場3-46-25
アイディホーム株式会社 代表取締役 久林欣也
TEL:03-5337-5833

【建築主】

東京都新宿区高田馬場3-46-25
アイディホーム株式会社 代表取締役 久林欣也
TEL:03-5337-5833

【設計者】

東京都新宿区高田馬場3-46-25
アイディホーム株式会社一級建築士事務所 南 孝一
TEL:03-5337-5833

評価員氏名
佐竹 龍郎

UDI設計評価書

一住宅に関する基本的な事項

210332000200 八王子市大楽寺町21-1期(2棟現場)2号棟

(設計住宅性能評価申請書により確認したものである)

事 項	内 容	
住宅の階数	地上[2 階]	地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[44.71 m ²]	延べ面積[87.77 m ²]
住宅の構造	[木造]	

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
■	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	■	5-1 省エネルギー対策等級(5-1 断熱等性能等級)(※)
■	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	■	5-2 一次エネルギー消費量等級(※)
■	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	■	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)
■	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-2 換気対策
□	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
■	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□	7-1 単純開口率
■	1-7 基礎の構造方法及び形式等	□	7-2 方位別開口比
■	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	□	8-1 重量床衝撃音対策
□	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	□	8-2 軽量床衝撃音対策
□	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	□	8-3 透過損失等級(界壁)
□	2-4 脱出対策(火災時)	■	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
□	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	□	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
□	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	□	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
□	2-7 耐火等級(界壁及び床)	□	10-1 開口部の侵入防止対策
■	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	□	
■	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	□	
□	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	□	
□	4-3 更新対策(共用排水管)	□	
□	4-4 更新対策(住戸専用部)	□	

※5-1 又は5-2 若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

一必須項目(住棟)

項 目	結 果	
実施の有無		
1.構造の安定に関すること	<p>■ 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>2 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>□ 評価対象外(免震建築物)</p> <p>■ 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)</p> <p>評価対象建築物が免震建築物であるか否か</p> <p>□ 免震建築物 ■ その他</p> <p>■ 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</p> <p>地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法</p> <p>■ 地盤の許容応力度[20 kN/m²] □ 杭の許容支持力[kN/本]</p> <p>□ 杭状改良地盤の許容支持力[kN/m²] □ 杭状改良地盤の許容支持力[kN/本]</p> <p>地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[]</p> <p>■ 1-7 基礎の構造方法及び形式等</p> <p>直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長</p> <p>■ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等]</p> <p>□ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]</p>	
3.劣化の軽減に関すること	<p>■ 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)</p> <p>構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度</p> <p>③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>1 建築基準法に定める対策が講じられている</p>	
4.維持管理・更新への配慮に関すること	<p>■ 4-1 維持管理対策等級(専用配管)</p> <p>専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度</p> <p>③ 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にするために特に配慮した措置が講じられている</p> <p>2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行つための基本的な措置が講じられている</p> <p>□ 該当なし</p> <p>■ その他</p>	

一選択項目(住棟)一

210332000200 八王子市大楽寺町21-1期(2棟現場)2号棟

項目		結果																																																																		
実施の有無																																																																				
6.空気環境に関すること		<p>■ 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)</p> <p>居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する ■ 特定建材を使用する ■ その他の建材を使用する <p>(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホルムアルデヒド発散等級</th> <th colspan="4">居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ</th> </tr> <tr> <th>内装</th> <th>天井裏等</th> <th>(③)</th> <th>(③)</th> <th>2</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 該当なし (内装)</td> <td>□ 該当なし (天井裏等)</td> <td>ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)</td> <td>ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td> <td>ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 6-2 換気対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居室の換気対策</th> <th colspan="4">室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策</th> </tr> <tr> <th>□ 機械換気設備</th> <th>□ その他[]</th> <th colspan="4">住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 局所換気対策</td> <td>□ その他[]</td> <td colspan="4">換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策</td> </tr> <tr> <td>□ 便所 該当なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> <td>□ 便所: なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> </tr> <tr> <td>□ 浴室 該当なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> <td>□ 浴室: なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> </tr> <tr> <td>□ 台所 該当なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> <td>□ 台所: なし</td> <td>□ 機械換気設備 ()</td> <td>□ 換気のできる窓 ()</td> <td>□ なし</td> </tr> </tbody> </table>							ホルムアルデヒド発散等級		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ				内装	天井裏等	(③)	(③)	2	2	□ 該当なし (内装)	□ 該当なし (天井裏等)	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	その他	居室の換気対策		室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策				□ 機械換気設備	□ その他[]	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策				□ 局所換気対策	□ その他[]	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策				□ 便所 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 便所: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 浴室 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 浴室: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 台所 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 台所: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし
ホルムアルデヒド発散等級		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ																																																																		
内装	天井裏等	(③)	(③)	2	2																																																															
□ 該当なし (内装)	□ 該当なし (天井裏等)	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	その他																																																															
居室の換気対策		室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策																																																																		
□ 機械換気設備	□ その他[]	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策																																																																		
□ 局所換気対策	□ その他[]	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策																																																																		
□ 便所 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 便所: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし																																																													
□ 浴室 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 浴室: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし																																																													
□ 台所 該当なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし	□ 台所: なし	□ 機械換気設備 ()	□ 換気のできる窓 ()	□ なし																																																													
7.光・視環境に関すること		<p>□ 7-1 単純開口率</p> <p>居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合</p> <p>単純開口率:[]</p>																																																																		
		<p>□ 7-2 方位別開口比</p> <p>居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率</p> <p>北:[] 東:[] 真上:[]</p> <p>南:[] 西:[]</p>																																																																		
8.音環境に関すること		<p>■ 8-4 透過損失等級(外壁開口部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>北</th> <th>東</th> <th>南</th> <th>西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上)が確保されている程度</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>②</td> <td>②</td> <td>②</td> <td>優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上)が確保されている程度</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>					北	東	南	西	3	3	3	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上)が確保されている程度	②	②	②	②	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上)が確保されている程度	1	1	1	1	その他																																											
北	東	南	西																																																																	
3	3	3	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上)が確保されている程度																																																																
②	②	②	②	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上)が確保されている程度																																																																
1	1	1	1	その他																																																																
9.高齢者等への配慮に関すること		<p>□ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5</th> <th colspan="4">住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td colspan="4">高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="4">高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="4">高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="4">高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="4">住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている</td> </tr> </tbody> </table>					5	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度				5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている				4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている				3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている				2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている				1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている																																			
5	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度																																																																			
5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている																																																																			
4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている																																																																			
3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている																																																																			
2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている																																																																			
1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている																																																																			

—選択項目(住棟)—

210332000200 八王子市大楽寺町21-1期(2棟現場)2号棟

項 目 実施の有無	結 果		
	評価対象開口部の区分		外部からの進入を防止するための対策
10.防犯に 関すること	[階] <input type="checkbox"/> 10-1 開口部の侵入 防止対策	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b 地面から開口部の下端まで高さ が2m 以下、又はバルコニー等から 開口部の下端までの高さが2m 以 下であって、かつ、バルコニー等か ら当該開口部までの水平距離が 0.9m 以下であるもの(aに該当する ものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	[階] <input type="checkbox"/> 該当 なし	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b 地面から開口部の下端まで高さ が2m 以下、又はバルコニー等から 開口部の下端までの高さが2m 以 下であって、かつ、バルコニー等か ら当該開口部までの水平距離が 0.9m 以下であるもの(aに該当する ものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	[階] <input type="checkbox"/> 該当 なし	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b 地面から開口部の下端まで高さ が2m 以下、又はバルコニー等から 開口部の下端までの高さが2m 以 下であって、かつ、バルコニー等か ら当該開口部までの水平距離が 0.9m 以下であるもの(aに該当する ものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講 じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし

—選択項目(住棟)—

210332000200 八王子市大楽寺町21-1期(2棟現場)2号棟

項目 実施の有無		結果	
10.防犯に 関すること		通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策	
<input type="checkbox"/> 10-1 開口部の侵入 防止対策		評価対象開口部の区分	外部からの進入を防止するための対策
[階] <input type="checkbox"/> 該当 なし	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	b 地面から開口部の下端まで高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	b 地面から開口部の下端まで高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
	c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし

UDI監査評価